

○鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鎌倉市規則第70号

鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年3月条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、法及び条例の規定の例による。

(事前協議)

第3条 条例第4条第2項に規定する墓地等経営計画協議書（以下「協議書」という。）は、第1号様式によるものとする。

2 前項の協議書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日（以下「申請予定日」という。）
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 条例第4条第3項第8号に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 墓地 協議書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場 協議書の提出の日の属する年度から5年間

4 条例第4条第3項第9号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第11条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設の設計図及び付近の見取図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(経営計画の周知)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 標識の設置 申請予定日の90日前の日
- (2) 説明会の開催 申請予定日の60日前の日

2 条例第5条第1号に規定する標識は、第2号様式によるものとする。

3 条例第5条第2号に規定する近隣住民等は、墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル（火葬場にあつては、300メートル）以内の土地の所有者並びに人が現に居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理責任者とする。

4 条例第5条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 近隣住民等の出席者数
- (5) 近隣住民等の意見
- (6) その他市長が必要と認める事項

5 条例第5条第2号に規定する報告は、説明会開催状況報告書（第3号様式）により行うものとする。

（近隣住民等との協議）

第5条 条例第6条に規定する規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

（経営許可の申請）

第6条 条例第8条第1項に規定する墓地等経営許可申請書は、第4号様式によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の住所及び氏名
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 条例第8条第2項第4号に規定する報告書は、第5号様式によるものとする。

4 条例第8条第2項第6号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であつて、

墓地等の経営の許可を受けようとする者が、墓地等の経営の許可の日から所有権を取得する予定のものである場合にあっては、所有権の移転が行われることを証する書類

(2) 墓地等の設置場所が、当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の経営の許可の日から抹消される予定のものである場合にあっては、抵当権の登記が抹消されることを証する書類

(3) 次条第1項の規定に該当して設置場所の特例の適用を受けようとする場合であって、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の許可の日から墓地等の経営の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものである場合には、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定することを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 墓地又は納骨堂を設置する場合には、永続性及び墓地等管理の安定性の確保をするため、設置に要する費用の100分の50に相当する額以上の自己資金を有していること。ただし、負債（当該墓地又は納骨堂の設置に要する費用に係る負債を除く。）を有する場合は、当該100分の50に相当する額に当該負債の額を加えた額以上の自己資金を有していること。

（設置場所の特例）

第7条 条例第10条第1号ただし書に規定する規則で定める事項は、墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けようとする者のため、当該土地（経営又は変更の許可を受けようとする墓地の墳墓を設ける区域（納骨堂及び火葬場にあつては当該建物の敷地）を除く。）に墓地等の用に供する目的の地上権を設定する土地であることとする。

2 条例第10条第2号に規定する規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂 その境界線と次に掲げる施設等との水平投影面における最短の距離が110メートル

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福

祉施設

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

カ 地方自治法第244条の2第1項、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条又は博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定により条例で定める施設

(2) 埋葬を行う墓地 墓地の境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が110メートル

(3) 火葬場 その境界線と人が現に居住し、又は使用している建物との水平投影面における最短の距離が300メートル

（墓地の構造設備基準）

第8条 条例第11条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。

2 条例第11条第3号に規定する規則で定める有効幅員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 墳墓を設ける区域内の通路 1メートル

(2) 前号に規定するもの以外の主要な通路 1.2メートル

3 条例第11条第4号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。

（火葬場の構造設備基準）

第9条 条例第13条第2号に規定する規則で定める規模以上の駐車場は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有する駐車場とする。

2 条例第13条第7号に規定する規則で定める割合は、別表のとおりとする。

（変更許可等）

第10条 条例第15条第1項に規定する規則で定める数は、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30（宗教法人にあつては100分の40）を乗じて得た数、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあつては変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15（宗教法人にあつては100分の20）を乗じて得た数とする。

2 条例第15条第1項に規定する墓地等変更許可申請書は第6号様式、墓地等

廃止許可申請書は第7号様式によるものとする。

3 前項に規定する墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第15条第2項第9号に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 墓地 墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場 墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から5年間

5 条例第15条第2項第12号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の変更の許可を受けようとする者が、墓地等の変更の許可の日から所有権を取得するものである場合にあっては、所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が、当該墓地等の変更の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が、墓地等の変更の許可の日から抹消される予定のものである場合にあっては、抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) 第7条第1項の規定に該当して設置場所の特例の適用を受けようとする場合であって、墓地等の変更に係る墓地等の設置場所の土地の所有者が、墓地等の変更の許可の日から墓地等の変更の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定する予定のものである場合には、墓地等の変更場所の土地の所有者が、墓地等の変更の許可を受けようとする者のため、墓地等の用に供する目的の地上権を設定することを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(墓地等の拡張に係る準用)

第11条 条例第16条に規定する規則で定める規模は、次のとおりとする。

- (1) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあっては当該面積に100分の30を乗じて得た面積、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあっては当該面積に100分の15を乗じて

得た面積

- (2) 納骨堂及び火葬場にあつては、経営の許可を受けている施設又は敷地の面積に100分の50を乗じて得た面積

(申請事項変更届)

第12条 条例第17条第1項に規定する墓地等申請事項変更届は、第8号様式によるものとする。

2 前項に規定する墓地等申請事項変更届には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 変更しようとする理由
- (2) 変更予定年月日
- (3) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所
- (4) 墓地等の管理者の住所又は氏名
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 条例第17条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
- (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設の設計図
- (4) 墓地等の経営者の名称又は主たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第13条 条例第18条に規定する届出は、墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届（第9号様式）により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（許可があつたものとみなされる者が地方公共団体である場合にあつては、第1号キに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 墓地又は火葬場の新設の許可があつたものとみなされた場合
 - ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
 - イ 墓地又は火葬場の設計図
 - ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図

- エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
- オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
- カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
- キ 第3条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
- ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合

- ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類
- イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図
- ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合

- ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類
- イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
- ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(工事完了の届出等)

第14条 条例第19条第1項に規定する墓地等工事完了届は、第10号様式によるものとする。

2 前項に規定する墓地等工事完了届には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 墓地等の使用開始予定年月日
- (2) その他市長が定める事項

3 条例第19条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書

(2) 工事完了後の墓地等の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

4 条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証は、第11号様式によるものとする。

(書類の提出)

第15条 この規則の規定により市長に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

(許可の審査基準)

第16条 法第10条に規定する墓地等の経営の許可等に係る審査基準は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。